

## 第2期調布市特別支援教育推進計画(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果

### 【パブリック・コメント手続の実施概要】

#### 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和4年11月21日(月)～令和4年12月20日(日)
- (2) 周知方法 市報令和4年11月20日号及び12月5日号及び市ホームページ, 市公式T w i t t e r
- (3) 資料の閲覧場所 指導室(教育会館5階), 公文書資料室(市役所4階), 神代出張所, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, 教育会館1階
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, F A X, Eメールで調布市教育委員会教育部指導室まで提出  
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

#### 2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 29件(4人)

##### <提出意見の内訳>

全般に対する意見	4件
第1章「第2期調布市特別支援教育推進計画の概要」に対する意見	0件
第2章「現状と課題」に対する意見	1件
第3章「基本理念と基本方針」に対する意見	0件
第4章「施策」に対する意見	24件
「資料編」に対する意見	0件
その他の意見	0件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	1	<p>同じ締切日（12月20日）でいくつも意見募集をしないこと。年末の忙しい時に同時に読んで調査して意見を作成することはきつい。1月4日の締切りならまだ許容できる。次回から考慮されたい。</p>	<p>本計画は調布市教育プラン等、調布市教育委員会における各種計画と整合を図りながら特別支援教育を推進する観点から、計画期間及び策定のスケジュールについては、それらの計画とあわせています。頂いた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
全般	2	<p>P.2 第1章 1 策定の経緯 他 体系や基本方針を、体系では学校、教職員、連携、環境のあり方、教育方針では、1～4（学校、教職員、人、学校）に分けているが、それらは肝心要の当事者である子供にとっては外部要因にすぎない。当事者の子供についての方針を追加すべきである。その中身をしっかりと議論して。</p>	<p>本計画は、現在策定作業を進めております令和5年度以降の調布市における教育に係る基本計画である「調布市教育プラン」のうち、特に特別支援教育について推進していくために個別の事業・取組内容について策定しております。4つの基本方針に基づいて特別支援教育を推進することで、教育目標の実現に向けて取り組んで参ります。</p>
全般	3	<p>パブリックコメントの提案 「新たな課題にどう向き合うのか」「現実を踏まえて議論を深めてほしい」 「教育委員会、学校長はリーダーとして向かう先を示してほしい」 「どういう方向に向かうのか」 前のパブリックコメントの回答 「意見に提案に参考にしていく」ことで反映していない。 ◎「思い」を提案して回答にあたってはどう反映していくのか。 ◎新しい学校運営について学校と教育委員会は距離感を感じている。 ◎学校と共有して取り組んでいくために、具体的に反映した回答をお願いしたい、 「安全・安心した学校運営」は様々な問題を抱え、起きている。 教育委員会が掲げている「基本方針・目標・制度について「理解お不足」「学習不足」「準備不足」がある。 ◎今まで取り組み活動してきた問題 『調布学校ボランティアネットワーク』の取組。「特別支援教育」の取組； ◎私が活動実績 制度に沿って、「学校支援本部制度」の設置。で目的である学校応援団の組織づくり ●教育関係者の運営：社会問題の理解している「いじめ」「不登校」「小1プロブレム」「特別支援教育」等、学校は「複雑化」「多様化」、「学校の働き方改革」など山積している。残念である。</p>	<p>本計画は、現在策定作業を進めております令和5年度以降の調布市における教育に係る基本計画である「調布市教育プラン」のうち、特に特別支援教育について推進していくために個別の事業・取組内容について策定をするものです。 本計画の策定にあたっては、調布市特別支援教育検討委員会において、前期計画の成果と課題を明らかにし評価を行ってまいりました。その結果を踏まえ、前期計画の基本理念を継承しながら基本方針を4つに整理しています。「調布市教育プラン」の個別計画として、その主な取組を着実に実施し、特別支援教育の推進に向けて取り組んで参ります。</p>

全般	4 <p>「あなたなり」に育ってほしい」子ども一人一人を大切に教育 共生社会の実現を目指して「普通教育から特別支援教育」へ「インクルーシブ教育」を視野に ～ボランティアを活用した課題と取組～「特別支援教育」を学ぶ。はじめに（筑波大学藤田和弘教授 「特別支援教育読本」より） 昨今の日本は、教育、福祉、医療などの諸分野において多くの課題に直面している。改革の必要性が叫ばれている。 特別支援教育は2007年(平成19)に実施。すべての学校で「特別支援教育」の実施。 特別支援教育は障害のあるなしで分けるのではなく、すべての子は同じ尊い存在であるという考えに立っている。 ●「特別支援教育」はすべての障害を考えた教育であり、すべての教育の場で実施されるものである。また、教育・支援のなかには、教育だけではなく、医療、福祉、労働など専門機関との連携を視野に入れてサポートしていく事が含まれている。 「課題」「インクルーシブ教育」の推進 ◎教育委員会：「インクルーシブ教育」取り組み「学習不足」「準備不足」 ◎教育の研修。理解の促進。指導力 ◎学校の現場は「学校で起きている様々な問題 ◎「発達障がい」「愛着障がい」「二次的症候」～「いじめ、排除、暴力～不登校」。 ◎「低学年・特に新一年生」の活動を通じ「地域の問題」として医療、福祉と連携したボランティア活動について取り組み。 ◎学校の人的不足を地域・ボランティアの活用、福祉、医療について取組み 「学級ボランティア」の領域・機能・役割等。声掛け・見守り・お助け」児童の相談相手として。学校ボランティア活動は重要である。</p>	本計画の策定の目的は、すべての子どもが可能な限り共に学ぶことを追求するとともに、多様で柔軟な仕組みを整備するインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方としています。いただいたご意見につきましては、本計画における主な取組を実施する際の参考にさせていただきます。
第2章	5 <p>P.6「2 調布市の現状」は、もっと具体的に掘り下げて記載すべきである。 調布市の活動については、定性的でなく、定量的に何回などと書くべき。 生き生きとした（生々しい？）実態の情報が提供されないので、充実した内容の意見はかけない。</p>	これまでの研修の取組回数、個別指導計画の作成率、校内通級教室の退級率を資料編に掲載しました。
第4章	6 <p>目標を掲げるのはよいが、画餅にならないように必要なリソース（予算、人員、）を確保しないと無責任である。実現可能性はあるのか？</p>	計画に掲げる施策や主な取組について、年度毎に取組状況を調布市特別支援教育検討委員会で報告することで進行管理を行い、成果・課題を明らかにし、必要なリソースについても検討しながら目標の実現に向けて取り組んで参ります。
第4章	7 <p>P.14～ 主な取組の内容は、何を何回などと書くこと。そうすれば、必要なリソースがわかり、画餅（ただの願望や計画倒れ？）か、実現可能なものかわかる。</p>	主な取組については、各学校がそれぞれの状況に応じて実施するものもあるため、一律の回数等は設定せず、年度毎に取組状況を調布市特別支援教育検討委員会で報告することで進行管理を行い、成果・課題を明らかにし、必要なリソースについても検討しながら目標の実現に向けて取り組んで参ります。
第4章	8 <p>各基本方針の成果指標の現状値として「令和3年度実績」だけが記載されているが、過年度の推移を記載すべきである。令和3年度が特異点である場合もあるし、過去からの努力の足跡が読み取れない。管理手法としては稚拙である。</p>	教職員向け研修の実施状況と個別指導計画作成率の推移を資料編に掲載しました。
第4章	9 <p>それぞれ違った個性や障害をもつ子ども一人ひとりを一つの数値目標で管理できるのか？</p>	どの子どもも十分な教育を受けることができることを基本理念とし、子ども一人一人を大切に教育の実現を目指しています。子ども一人一人に応じた教育を推進するため、個別指導計画の作成等に取り組んで参ります。

子ども一人一人を大切にする教育  
共生社会の実現を目指して「普通教育から特別支援教育」へ  
インクルーシブ教育を視野に  
～ボランティアを活用した課題と取組～「特別支援教育」を学ぶ。  
はじめに（筑波大学藤田和弘教授「特別支援教育読本」より）  
昨今の日本は、教育、福祉、医療などの諸分野において多くの課題に直面している。改革の必要性が叫ばれている。  
特別支援教育は2007年（平成19）に実施。すべての学校で「特別支援教育」の実施。  
特別支援教育は障害のあるなしで分けるのではなく、すべての子は同じ尊厳存在であるという考えに立っている。  
現在、現場は少なからず、「混乱と困惑」の状態にある。理由は普通教育しか経験していない。  
●「特別支援教育」はすべての障害を考えての教育であり、すべての教育の場で実施されるものである。また、教育・支援のなかには、教育だけでなく、医療、福祉、労働など専門機関との連携を視野に入れてサポートしていく事が含まれている。  
◎「低学年・特に新一年生」の活動を通じ「地域の問題」として医療、福祉と連携したボランティア活動について取組み。  
（1）学校の人的不足を地域・ボランティアの活用、福祉、医療について取組み。  
①「学校ボランティア」の領域・機能・役割等。  
② 医療との関係が深くかわりが捉えて連携について慈恵医科大学第三病院に相談。  
③「国領小サポートクラブ」活動、組織化、体制（共感・納得）づくり。  
④ 広報誌の発行。広報活動を事例集の紹介。  
⑤ ボランティア活用は誰にでもできる、地域が学校では「親代わり」プログラムづくり。  
小学校から（教育委員会（学校ボランティア連絡会議資料平成27年））  
～「複数の目で児童の見守り」～  
学校全体を考えたときに、最も欠かせないのは低学年特に一年生で、支援が必要な児童が複数だったり、細やかな対応しなくてはならない児童がいたりする。クラスには日々必要である。低学年においては、一斉指導では理解度がまちまちになりがちなので、個別に声掛けしてもらっただけでも皆と一緒に活動できたり課題に取り組めたりする児童が増える。  
学級支援～特別な支援を要する児童の見守り支援プログラム  
引き続き、学校ボランティアが学習プログラムづくりに取り組み、小学校低学年生の教室での見守りとお助けボランティアとして位置づける事である。  
① 学級支援（当該学級の教室に入り、学級全体を見守りつつ担任の指導の指示に応じて必要な児童に助言や援助をする）  
② 配慮を必要とする児童（離籍、こだわりなど）＊付き添い援助など  
③ 給食時間の援助（配膳の準備や身支度、配膳活動の補助）  
取り組んだ「課題と学習」  
「見えにくい、分かりにくい」子どもの障がい  
学習プログラムを「地域医療」「福祉」と連携しての取組。  
「見えにくい、分かりにくい」学級支援ボランティアの解明  
慈恵医科大学第三病院：医師と相談指導を受ける。  
「地域医療」「福祉」学校ボランティアの視点：  
① 通常級の発達障がいのグレーゾーン  
① 発達障害のない愛着障がいのグレーゾーン  
（2）理解不足「愛着障がいと発達障がい」について。①子ども一人ひとり違う。隣の子が出来ているから自分の子が出来るとは思はない。みんながやっているからには理由にはならない。②学校、担当は多様化している子供たちは一人ひとり異なってきた③「愛着障がい」に関して理解不足している学校。甘えの構造、怒りの  
（3）グレーゾーンが増えている。二次障害を興していく危機がある。  
（4）「通教育から特別支援教育」障害のある子がいる、いないではなく「いる」という前提で学校運営を

10

教育プランの主要事業16「コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部の一体的推進」においては、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を計画的に導入し、地域学校協働本部と一体的な取組を推進することにより、保護者や地域住民と学校が目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指すこととしています。  
特別支援教育につきましても、教育プランの施策に従い保護者や地域住民と協力しながら教育活動を進めるとともに、各学校における特別支援教育に係る情報の提供や理解啓発に向けて取り組んで参ります。また、支援が必要な子どもやその保護者が地域において切れ目なく支援が受けられるよう関係機関との連携や復籍制度による交流活動を推進して参ります。  
また、通常の学級や特別支援学級に関わらず、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導・支援には個別対応や合理的配慮が求められています。すべての学校で子どもたちが個に応じた教育支援・指導を受けられるようにするために、教育委員会が主体となって研修を実施し、全ての教職員の専門性の向上を図って参ります。

(4) 学校ボランティアの視点

① 通常級の発達障がいグレーゾーン

① 発達障害のない愛着障がいのグレーゾーン

【考察】

図式「気になる子」（愛着障がいがメイン）→担任が変わる→二次障害（暴力、自尊心の低下）→いじめ・疎外・不登校→社会的脱落  
地域・ボランティアを活用した支援活動を作成して「個」の確立と学校との連携を図って制度化していく。

【対策】

：～学校・家庭・地域の連携の推進について

支援教育を行うための諸条件の整備

【地域の人材を学校ボランティアとして活用についての取組他】

地域で取り組んでいかなければならない課題「危機管理意識」を育てる

子供たちの安全を見守り、安心した学校生活を送れる支援「学校応援団」の組織づくり。

学校の福祉政策は対応しきれていない

既存の福祉政策は応えきれていないニーズ。制度の狭間で苦しんでいる子どもたち。

地域で取り組まなければならない課題。行政、家庭、個人のみでは限界がある。

「多様化」「複雑化」「困難化」問題

教育現場の担任からは一年生の学級支援「地域・ボランティアの支援」の要望が多い。多様化している子ども、異なる子供たちが増えている現状で対応は応じきれない。

特別な配慮を要する児童への見守り、集団不適應の安全管理や個別学習の指導、一年生の集団生活適應への支援など担任1人では対応しきれていない。特に一年生の担任からは「地域・ボランティア活動」の支援の要望が多い。

【方向性1】小中学校における特別支援教育の充実

(1) 通常学級における特別な支援を必要とする児童・生徒との指導の充実

(5) すべての学校公立学校の児童生徒に対する教育の充実

①活動「領域」「距離感」「生活指導補助」「担任の補助」「安全基地」

② 接し方「見守り」「声掛け」「聞く」「助つ人」親代わり

③新入学時の取組

1、学校からの要望が高い「低学年のボランティア学級支援活動」

【対策】

学校の領域内に地域・ボランティア参加するについて

「人、モノ、金、管理」支援教育を行うための諸条件の整備

【課題】

◎教育環境を整備するためにはコーディネーターの存在が欠かかせません。

コーディネーターについての理解、研修を通じて資質を高めていく事が重要になります。コーディネーターの役割は裏方であり、ボランティアが活動しやすくするために社会のニーズに合ったプログラム作ることです。

◎「教育環境の充実」「地域教育ネットワークの構築」「学校コーディネーター・学校ボランティア」の教育・学校支援などの「学び」の推進が重要になります。

【考察】

図式「気になる子」（愛着障がいがメイン）→担任が変わる→二次障害（暴力、自尊心の低下）→いじめ・疎外・不登校→社会的脱落

(3) 「気になる子」が増えている。多様化している「新一年生」

1) 「時間がたつにつれて「気になる子」はまじりあって悪くなっていく」

2) 一年生の時は仲間としての関係が慣れてくると「いじめ」「暴力」に変わってくる

3) 担任が変わることで「よくなる」こともあるが「悪くなる」傾向がある。

4) 発達障害児として～その後「不登校」に学校をやめていく。

5) 「障がい」に関しての正しい理解が問題。

6) 「愛着障がい」は「満たされていない甘え」～家庭教育・子育て放棄が課題。

第4章 基本方針1	11	P.7, 14 成果指標として、個別指導計画作成率があげられ、その現状値と目標値が示されているが、それで十分か？適切か？	個別指導計画作成する意義や活用方法を各学校へ継続して周知し、目標の達成に努めて参ります。
第4章 基本方針1	12	小学生は90%に対して、中学生の目標に対して実績が低いのは、なぜか？目標数値が高過ぎるなら下げるといふより、達成するための困難さや達成に必要なリソースを用意すること。その前段階の教育支援計画の作成ができていないので中学校の数値が低いといった話が審議のなかでされているが、そうだとすれば、教育支援計画の作成率なども成果指標にして管理すべきでは？	個別指導計画については、小学校から中学校への引継ぎが課題となっているため、目標を達成するために引継ぎのシステム化の整備を進めていきます。また、個別の教育支援計画は、個別指導計画作成の前提となっていることから、個別指導計画の作成率を向上させることで、個別の教育支援計画の作成率も向上するものと考えております。
第4章 基本方針1	13	数値目標として個別指導計画作成率が示されているが、個別指導計画作成後の取組の評価も必要である。作成して終わりではなく、始まりではないのか、作成の結果、効果があったのかなかったのかを評価することが必要である。	個別指導計画に基づいた取組については、各学校で学期ごとに評価を行い、保護者とも共有をして検証しております。引き続き、取組の評価についても実施して参ります。
第4章 基本方針2	14	公立小中学校の通常の学級に発達障害の可能性のある児童・生徒が10年前と比べ増えている状況で、一律に宿題が出されて、LDなどの理由で家庭学習が困難な状況にある家庭も少なくない。多様な教育ニーズに応えるためには、各学年・学級で個々に合った課題を出せるよう教員への指導が必要ではないか。	すべての学校で子どもたちが教育支援・指導を受けられるようにするために、教育委員会が主体となって研修を実施し、通常の学級も含めたすべての教職員の専門性の向上を図って参ります。
第4章 基本方針2	15	調布市では特別支援教室を校内通級教室と呼んでいるが、各学校には「特別支援教室専門員」という役割があるが、児童・生徒や保護者は理解できているか。	特別支援教室専門員については、各学校で保護者に対して紹介するよう依頼しております。今後も周知に努めて参ります。
第4章 基本方針2	16	ICTの活用により成果が期待される分野には積極的に試行すること。	いただいた御意見の通り、ICTの活用による取組を進めて参ります。
第4章 基本方針2	17	専門家と連携した支援の充実に関して、どのような専門家がいるのか、明記して欲しい。就学前には、言語聴覚士、作業療法士や理学療法士による療育を受け、通園先や家庭において参考となるアドバイスを得ることができるが、就学後には専門家による意見や助言が得られていないケースが多い。通常の学級・特別支援学級ともに、子ども発達センターや民間事業所の「保育所等訪問支援」を活用することも有効ではないかと思うが、それは可能か。	令和4年度に委嘱している巡回相談員について、用語集に記載いたしました。教育委員会で実施している巡回相談員派遣は、特別な支援を必要とする児童・生徒の状況を把握し、適切な支援につながるよう見立てを行い、教員への指導上の助言や保護者との面談・相談に立ち会い、専門的な見地から助言を行っています。引き続き、巡回相談員の活用を進めて参ります。
第4章 基本方針2	18	少数ではあるが、肢体不自由児の相談先として、都立府中けやきの森学園のセンター的機能の活用も明記して欲しい。	特別支援学校のセンター的機能は、都立特別支援学校すべてが対象となっています。センター機能の活用については、各学校に対して引き続き周知して参ります。

<p>第4章 基本方針2 基本方針3</p>	<p>【「調布学校ボランティアネットワーク」～きっかけに～活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●平成25年調布市内で唯一インクルーシブ教育研究モデル校として取り組んでいる小学校の低学年の教室で「教室での見守り」活動に入った。</li> <li>●1年間の見守りの結果「特別な配慮を要する児童、ストレスを抱えている子供、既存の制度が縦割り組織のため十分対応しきれず、制度の狭間で苦しんでいる児童が一年生に集まっていることが分かり、担任に一人では管理することは難しく、現制度の限界を実感した。</li> </ul> <p>私は学校ボランティアを中心として地域住民が子供たちと向き合って、より添って授業を補助する必要性、継続性のあるきめ細やかな指導・支援を受ける必要があった</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支援教育全体計画にパブリックコメント提案</li> </ul> <p>平成26年、私は行政の福祉活動が現状に対応しきれないことを市の特別支援教育全体計画のパブリックコメントとして意見を提出した</p> <p>【提案】「ボランティアの活用による特別に支援を要する児童・生徒への対応の充実を推進していく」</p> <p>【課題】「地域人材を活用し、特別支援教育を充実させていく基盤整備が必要である」。これに対して、教育委員会から、</p> <p>「地域人材を活用して学校の教育活動を支援して頂きたいと考えている。①特にボランティアとして学校が必要としているのは、特別な支援を要する児童がいる学級支援や学習支援である。授業につながらなかったり、クラスという集団に馴染めなかったりする子どもたちがいます。②そういった子供に寄り添って関わって、見守ったりすることで学級全体が落ち着いたり、当該の子どもも学習に遅れることなく授業に参加できる。</p> <p>【多様化している児童が集まる小学校において起きいている問題】</p> <p>私の思い：「これから育ていく子どもたちの尊厳を大切にしたい」</p> <p>ますます増える多様生かした児童たちの地域の人材を活用したボランティアの活用「見守り支援」。地域との連携した「学校支援地域本部・学校コーディネーター」の構築を目指した展開を期待したい</p> <p>19</p> <p>今回のテーマ「特別支援教育の充実を図る環境の整備、真の基盤整備」</p> <p>学校は人と人との連携により子供を育て、創造していくものである。学校は限られた人勢の中で制度を創り、効率を図っても、多様生かした子供たち、多様化した家族、急速に変化していく社会に対応した学校運営は無理である。限界にきている。人を増やすことが最優先課題である。不足している教職関係者を応援して行くため地域の人材を活用していくことは重要である。地域の人材を活用するためには、役割を明確にして、補完し、情報の共有そのための基盤整備が必要である。障害児童に対して周囲の無理解が原因で症状を悪くしている。</p> <p>【課題】学校と家庭、地域が一体となって連携していく</p> <p>① 成熟社会に対応するためにも共生社会を目指していくにも地域の協力を活用して「地域とともにある学校」づくりを目指したい。</p> <p>② 【地域の人材を学校ボランティアとして活用についての取り組み】</p> <p>学校教育と社会教育との連携した学校ボランティアの研修、発達障害などの学習を実施し補完していく</p> <p>③ 学校支援地域本部の位置づけを明確にして学校コーディネーターの活用を推進したい</p> <p>④ 教育委員会、学校支援地域本部、学校コーディネーターがボランティアを推進していくための協議会を計画したい。</p> <p>【教育委員会からの回答】</p> <p>「学校ボランティアに期待したい。特にボランティアとして学校が必要としているのは、特別な支援を要する児童がいる学級支援や学習支援です。授業につながらなかったり、クラスという集団に馴染めなかったりする子供たちがいます。</p> <p>そういった子供に寄り添って関わって頂いたり、見守って頂いたりすることで学級全体が落ち着いたり、当該の子どもも学習に遅れることなく授業に参加できたりします。」</p>	<p>教育プランの主要事業16「コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部の一体的推進」においては、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を計画的に導入し、地域学校協働本部と一体的な取組を推進することにより、保護者や地域住民と学校が目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指すこととしています。</p> <p>特別支援教育につきましても、教育プランの施策に従い保護者や地域住民と協力しながら教育活動を進めるとともに、各学校における特別支援教育に係る情報の提供や理解啓発に向けて取り組んで参ります。また、支援が必要な子どもやその保護者が地域において切れ目なく支援が受けられるよう関係機関との連携や復籍制度による交流活動を推進して参ります。</p>
----------------------------	---	---

第4章 基本方針3	20	基本方針3の成果指標に現状値が記載されていないのはなぜか？目標値100%は夢物語ではないのか？	基本方針3の成果指標は、これまで把握していないため、現状値を記載しておりません。就学相談において、就学前から卒業後を見据えて就学先を検討することができるよう、就学相談に関わるすべての保護者に対して説明する必要があると考えています。
第4章 基本方針3	21	校内通級教室で指導を受けていない児童・生徒の保護者へも学校全体として何か取り組みが必要ではないか。通級では保護者向けに専門家による学習会を行う事もあり、利用児童・生徒の保護者に限られているようだが、希望すれば、退級後、学習障害、支援学級在籍、不登校等の児童生徒の保護者が参加できるようにしてほしい。実際にこのような学習会の頻度、参加率も知りたい。	教育委員会では、学校運営を地域と共に協議していくコミュニティ・スクールを計画的に導入し、地域学校協働本部と一体的な取組を進め、各学校における特別支援教育に係る情報の提供や理解啓発に向けて、地域住民や保護者と協力しながら教育活動を進める必要があります。いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
第4章 基本方針3	22	保護者への特別支援教育についての情報提供について、毎年5月に行われている「就学に関する説明会」だけでは不十分と感じます。特に、コロナ禍で学校公開もなく、学級見学については年中以下の場合、希望してもできないケースがあり、情報収集がしづらい状況です。各特別支援学級要覧や校内通級教室要覧（現在、令和元年度だけのご学級、平成29年度の特別支援教室要覧が閲覧できる）を各学校のHPにて公開するなどの情報提供も必要ではないか。	学校公開については、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小する学校が多い状況でした。いただいた御意見を参考にしながら、最も適切な学びの場を柔軟に選択できるよう、様々な方法による情報提供に取り組んで参ります。
第4章 基本方針3	23	<p>①就学相談の事前相談（年中時点での相談）を受け付ける旨、ホームページ等に記載してください。親の会において、就学に関する不安・小学校について知りたいことなどを年中時点でも「就学相談」の枠組みの中で伺えたとご回答いただきました。</p> <p>私は、年中時点で発達の問題（集団不応答）を指摘され、年長5月からの就学相談では「ここを考えている」と進路を半ば決め、そのタイミングに合わせて、</p> <p>(1) 発達に関する病院の予約（数か月待ちの場合もあります）</p> <p>(2) 診断書の作成依頼（こちら、通院してからしばらくたないと、書いていただけないこともあります）</p> <p>(3) 発達検査の結果取得（教育相談所で取ることもできますが、同じ検査の場合間をあげなければならない、言葉が出る出ない、慣れていない環境だと緊張してしまうなどがあり、タイミングを見計らって取得したい場合があります）</p> <p>(4) 幼稚園や保育園に、意見書の作成依頼</p> <p>などをしなければならぬ、と不安に思いました。就学相談には何を揃えなければならないか、そのために必要なものは何か、を事前に知りたい親は多いと思います。</p>	就学相談については、相談者にとって相談しやすい体制の充実が重要と考えております。早期から就学先を検討し、その時点において最も適切な学びの場を選択できるよう、いただいた御意見を参考に早期からの情報提供に努めて参ります。



<p>第4章 基本方針3</p>	<p>②支援が必要な子供の親については、年中時点での学校見学を許可してください。年長5月～10月ごろの就学相談で進路を決めなければならないにもかかわらず、多くの学校（※通常学級）の学校公開は秋であり、さらに、学校公開は、【年長の親しか認めない】学校が多いです。</p> <p>支援級の学校公開は夏ごろに行われますが、通常学級と迷っている親は【通常学級の】【普通の学校生活】を見ないと、わが子が通えるのか、判断ができません。</p> <p>24 私自身は幸い、〇〇小学校の校長先生がたの判断で、特例許可していただき、年中時点での秋の学校公開のときに、見学をさせていただけました。知人は「年長のみ」として、断られてしまいました。そのお母さまは、通常学級の様子をいちども見ないまま「通常級にするか、支援級にするか」を、次の5月～10月ごろには、決めなければなりません。</p> <p>コロナ前は、学校は地域に開かれており、「見たければ問合せで見学→5月から就学相談」ができたのかもしれませんが、今は「学級を見ないで、進路を決めなければならない」状態になっています。</p>	<p>学校公開については、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小する学校が多い状況でした。いただいた御意見を参考にしながら、最も適切な学びの場を柔軟に選択できるよう、様々な方法による情報提供に取り組んで参ります。</p>
<p>第4章 基本方針3</p>	<p>③②に関連しますが、就学相談の説明会において「通常の学級」に関する説明が非常に少ないです。「調布の特別支援」を紹介する動画だというのはわかるのですが、【通常級か】【通級か】【支援級か】を迷っている親で、かつ、子供が第一子である場合、「小1の壁」と呼ばれるように、【普通の小学校】というのがどのようなものなのか、がまったく分からないのです。</p> <p>25 （教育委員会の方や、小学校ではたらいている方にとっては当たり前のこと、たとえば、朝の支度が、何分間でどれくらいのことかできなければならないか？上履きをはくところはどれくらい込み合っていて、その中で立ったまま上履きをはけなければならないか？などが、わからないのです）</p> <p>通級の説明に付随する形でも良いので、【通常級では、こういう全体指示が行われる】【支援員はつかない】【通常級で行える配慮は、例えば注意散漫な子を前の席にするなど】など、いくつか、通常級に関する説明や、写真なども盛り込んでいただけると助かります。</p>	<p>就学相談については、相談者にとって相談しやすい体制の充実が重要と考えております。早期から就学先を検討し、その時点において最も適切な学びの場を選択できるよう、いただいた御意見を参考に早期からの情報提供に努めて参ります。</p>
<p>第4章 基本方針4</p>	<p>26 ④通級退級後の引継ぎについて、何か枠組みを作っていただけないでしょうか。現在息子が通級に通っており、たいへんありがたく思っておりますが退級時の引継ぎに不安があります。</p> <p>退級は、学年がかわり、担任も変わるタイミングで行われるので、何か、スムーズな移行ができるように、枠組みを作っていただけないでしょうか。（例えば就学支援シートのような、1Pの引き継ぎ書などのフォーマットを必ず作成し、新年度に1度だけでもよいので、引継ぎ時の担任面談を設定する、など）</p>	<p>校内通級教室の退級後に不安を感じることがないよう、教職員の専門性向上や発達障害のある児童・生徒への環境・体制整備を進めて参ります。</p>

第4章 基本方針4	27	基本方針4 成果指標 現状値21.7%よりも低い値の20%を用いて目標値20%以上とすることは、目標管理の観点からは好ましくない。令和3年度以前の年度の推移を示すこと。より高い目標値を設定する困難さがあるのか？	校内通級教室の退級率については、調布市ではすでに20%以上の退級率となっていますが、単に退級率の目標値を達成することだけを成果とするのではなく、年度ごとに指導の内容と環境整備の妥当性を評価することが重要であると考えています。 なお、令和3年度以前の年度の推移については、資料編に掲載いたしました。
第4章 基本方針4	28	教職員の数が、児童数の約1～1.5%だが、適正な人員が確保されているのか？不足しているなら不足している、これだけ必要だと記載すべきである。	教員の定数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき東京都が定める基準により配置されます。加えて、調布市では、特別支援学級には学級数に応じて学級介助員を配置するとともに、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への対応のためスクールサポーターを全校に配置しています。今後も学校の実態に応じた人的配置について検討を重ねて参ります。
第4章 基本方針4	29	基本方針4 施策2、主な取組のバリアフリーの整備にスクールバスは含むのか？	バリアフリーの整備については、スクールバスは想定しておらず、学校施設におけるバリアフリー化の整備を順次進めて参ります。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。